

中小企業組合等支援施策情報

■秋田労働局からのお知らせ

■秋田県の最低賃金が変わりました。

秋田県の最低賃金が現在の645円から2円引き上げられ、647円に変わりました。最低賃金は、県内の全ての労働者に適用されます。

【本件に関するお問い合わせ先】

秋田労働局労働基準部賃金室 ☎018-883-4266

発効日:平成23年10月30日

時給額:647円

■11月は、「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

11月は、「労働時間適正化キャンペーン」期間です。本キャンペーンの平成23年度の重点取り組み事項は、次のとおりです。

- (1)時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減
- (2)長時間労働者への医師による面接指導など、労働者の健康管理に関する措置の徹底
- (3)労働時間の適正な把握の徹底

【本件に関するお問い合わせ先】 秋田労働局労働基準部監督課 ☎018-862-6682

全国中小企業団体中央会実施事業紹介

■中小企業団体トップセミナー in Fukushimaを開催

10月11日(火)、都道府県中央会会長並びに全国団体の代表者が集まり、福島県郡山市の磐梯熱海温泉「ホテル華の湯」において、「中小企業団体トップセミナー in Fukushima」が開催され、本会からは、塩田会長が出席しました。

本セミナーは、今回で、2回目の開催となり、本年は、被災地の復興支援の一環として、福島県下での開催となりました。

本セミナーへは、佐藤雄平福島県知事がご臨席され、中央会に対し、今後の復興への力強い協力を要請する旨の挨拶がありました。

引き続き、元NHKエグゼクティブアナウンサーの松平定知氏より、「歴史を本当に動かした戦国武将」と題して基調講演が行われました。

その後、都道府県中央会会長・全国団体代表者会議が開催され、鶴田会長より検討事項等に関する問題提起があり、組合・中央会の震災復興支援の方向性等について討議し、最後に、「宣言:『組合 絆 ルネサンス〜3万5千組合の絆の力で復興を〜』」をとりまとめ、盛会かつ有意義なセミナーを閉会しました。



【都道府県中央会会長・全国団体代表者会議の様子】

組合相談コーナー 顧問・相談役・参与について

Q 永年組合の発展に貢献された理事長が交代し、理事からも退くことになりましたが、理事会では、その功績を讃えるとともに、組合が必要とする時は、いつでも助言等を求めることのできる地位に置きたいと考えています。組合に、「顧問・相談役・参与」を置くことはできますか。

A 組合に、「顧問・相談役・参与」を置くことは可能です。なお、「顧問」については、下記のとおり中小企業等協同組合法第43条に規定されています。

第43条(顧問)

組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。但し、顧問は、組合を代表することはできない。

顧問・相談役・参与をどのように区別するかについては、必ずしも明確なものはありませんが、これらの役職の一応の基準としては、次のようなことが考えられます。

- ・「顧問」は、組合員外の人物であり、組合の事業活動を進めていく上で高い視点からの助言ができる人物。
- ・「相談役」は、永年組合及び当該業界の中であって中心的役割を果たしてきた人物であり、組合の運営及び当該業界の問題について、豊富な経験に基づき適切な助言ができる人物。
- ・「参与」は、永年組合事務局の職務に携わってきた人物で、組合の実務に明るく、組合運営について実務的側面から意見を述べるることができる人物。

なお、顧問・相談役・参与等を置く場合は、委嘱規定を定めるなど、基準をある程度明確にし、委嘱については、理事会で決定する必要がありますのでご注意ください。